

公益財団法人全日本柔道連盟 公認審判員規程

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における公認審判員とは、審判員および顧問審判員をいう。

第2章 審判員

(審判員)

第3条 審判員とは、次のとおりとする。

(1) Sライセンス審判員

特に技能が優秀であり、全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(2) Aライセンス審判員

全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者

(3) Bライセンス審判員

地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(4) Cライセンス審判員

都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者

(選考と管轄)

第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。（別表1参照）

(1) Sライセンス審判員は、全柔連が行なう

(2) Aライセンス審判員は、全柔連が行なう

(3) Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）が行なう

(4) Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう

(審判員の義務等)

第5条 審判員は、全柔連登録および審判員登録を毎年更新するものとする。

2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を經由して管轄する団体に届けるものとする。

3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス任期終了時の更新手続きの際、所定の様式に

より行うものとする。

4. 審判員の服装は、別に定める服装規定による。
5. Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。（ただし、全柔連またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない）
6. Sライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。

（審判員資格の停止、喪失等）

第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。

（審判員資格の回復）

第7条 前条に基づき審判員資格を停止され、または喪失した者は、次に定める手続きにより、審判員資格停止の解除または再認定を求めることができる。

- (1) 審判員資格停止解除を希望する者は、所定の様式により各ライセンスを管轄する団体に審判員資格停止解除の申請を審査料 5,000 円を添えて行うことができる。申請を受けた団体は申請内容を吟味し、審判員資格停止解除の可否を決定する。
- (2) 審判員資格を喪失した者は、以前の審判員資格がどのライセンスであっても、Cライセンスから再受験しなければならない。各試験を管轄する団体は当該受験者が審判員資格を喪失した理由等も考慮して合否判定をしなければならない。

（審判員の任期）

第8条 Sライセンス審判員の任期は2年間とし、管轄する団体が審査のうえ更新することができる。

2. Aライセンス審判員、Bライセンス審判員およびCライセンス審判員の任期は4年間とし、管轄する団体が審査のうえ更新することができる。

（審判員の定年）

第9条 審判員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3月31日）とする。

（試験）

第10条 審判員に関する試験・選考は、別表1のとおりとする。

（費用）

第 11 条 審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録費（更新を含む）、研修会受講料は別表 2 のとおりとし、その都度納付するものとする。

（審判の実施）

第 12 条 全柔連が主催、主管する全国的大会の審判は、全柔連の審判委員会が選考した S ライセンス審判員または A ライセンス審判員が行う。

2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考した S ライセンス審判員、A ライセンス審判員または B ライセンス審判員が行う。ただし、全柔連が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。
3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。

第 3 章 顧問審判員

（顧問審判員）

第 13 条 顧問審判員とは、年齢 65 歳以上かつ男性は 7 段以上、女性は女子 5 段以上の者から、全柔連が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢 60 歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。

2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、満 70 歳の誕生日を迎えた直後の年度末（3 月 31 日）までとする。

（顧問審判員の義務等）

第 14 条 顧問審判員は、全柔連登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。

2. 第 5 条第 2 項から第 6 項の規定は、顧問審判員について準用する。

第 4 章 その他

（改廃）

第 15 条 本規程の改廃は、審判委員会で検討し、理事会の承認を得て行なうものとする。

付則

1. この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から改正して施行する。
3. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正して施行する。
4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施

行する。

5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行する。
6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行する。
7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行する。

公認審判員規程（別表1）

ライセンス 区分		S	A	B	C
(1) 受験資格	①年齢 ※1	30歳以上 満58歳まで	28歳以上 満55歳まで	25歳以上	20歳以上
	②柔道経験	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	15年以上、 5段以上 (女子3段以上)	12年以上、 4段以上 (女子3段以上)	有段者
	③審判経験	「A」取得者の中から 選考する。	「B」取得後3年以上 の審判経験を有し、そ の者が全柔連登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	「C」取得後2年以上 の審判経験を有し、そ の者が全柔連登録した 都道府県より推薦を受 けた者とする。	都道府県において全柔 連登録し、かつ講習会 に出席し、許可された 者とする。
(2)試験方法		全柔連審判委員会選考 審査部会において審議 ・選考する。 全柔連審判委員会選考 審査部会で定める対象 大会において審査す る。	全柔連審判委員会選考 審査部会から指名され た試験官3名以上がこ れにあたる。試験官は 審判委員会委員、Sラ イセンス審判員の中か ら指名される。 地区以上が主催する大 会において審査する。 受験回数は年1回とす る。	地区柔道連盟（連合会 ・協会）から選ばれた 審査員3名以上がこれ にあたる。 地区柔道連盟（連合会 ・協会）が主催する講 習会に出席し、その主 催する大会において審 査する。	都道府県における講習 会等に出席し、その地 域において審査する。
(3)試験内容		実技審査を行う。	筆記および実技審査を行う。		

※1：年齢は、試験当日の年齢とする

平成29年4月1日改正

公認審判員規程（別表2）

ライセンス 項目	顧問	S	A	B	C	備考
受験料		なし	5,000円	3,000円 以下	2,000円 以下	試験を受ける時 (1回につき)
研修会受講料		5,000円	5,000円	3,000円 以下	2,000円 以下	研修会受講時
登録費	20,000円	3,000円	2,500円	1,500円	1,000円	顧問は初年度のみ その他のライセンスは毎年納入 (B・Cライセンスの1/2は全柔連納入分)
審査料		5,000円				資格停止解除申請時

※年度内に複数回受講した場合、研修会受講料は初回のみ支払う。

平成29年4月1日改正

※講師をした場合、研修会を受講したものとみなす。